

魚津市告示第122号

魚津市犯罪被害者等支援庁内連絡会議設置要綱を次のように定める。

令和6年6月6日

魚津市長 村椿 晃

魚津市犯罪被害者等支援庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 魚津市における犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進するため、魚津市犯罪被害者等支援庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国及び他の地方公共団体の機関、犯罪被害者等の支援に係る公共的団体及び民間の団体その他の当該支援に係る者をいう。

(所掌事務)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 犯罪被害者等支援施策の検討及び実施に関すること。
- (2) 関係機関等との連携による支援体制の整備及び充実に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策の推進に関すること。

(組織)

第4条 連絡会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、民生部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指

定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を連絡会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 連絡会議の会長及び委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、民生部市民課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

総務部財政課長
民生部市民課長
民生部社会福祉課長
民生部こども課長
民生部生活環境課長
民生部健康センター所長
産業建設部商工観光課長
産業建設部都市計画課長
教育委員会教育総務課長